

平成23年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月20日 午前10時00分		
	散 会	9月20日 午前11時13分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	7	山 内 聰	8	與那嶺 好 和
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲宗根 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成23年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成23年9月20日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

9月16日に引き続き一般質問を行います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時03分)

日程第1.「一般質問」を行います。

11番 東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 平成23年第3回定例会に当たり、通告してありました次の事項について、会議規則第61条第1項及び第2項の規定により通告します。

質問事項は1点で、今帰仁村茸生産出荷施設の整備及び管理委託についてであります。内容の1に①として、茸第1生産施設について。(1)第1生産施設の管理委託者である農業生産法人有限会社乙羽有機との当初の委託契約の経緯並びに契約期間の実績の詳細について。(2)有限会社乙羽有機との管理委託契約の解除に至った主な理由及び委託者と受託者との権利義務等の清算手続の詳細について。②有限会社今帰仁きのご園については、訂正します、今のは有限会社きのご園です。(1)当初受託者乙羽有機から今帰仁きのご園に変更時の公募等の手続の詳細について。(2)今帰仁きのご園のこれまでの生産出荷実績について。(3)平成22年12月の代表者の交代の主な理由。(4)平成23年6月に生産出荷施設の貸付契約の変更契約が締結しているが前契約との主な変更点と、その理由について。③茸第2生産施設整備事業について。(1)当初議会提案の冷蔵、生産施設工事の随意契約に至った経緯について(公募等の合法性の説明)。(2)随意契約から一般競争入札(総合評価方式)への変更への経緯について。(3)第2生産施設の事業内容(作物名、利用期間、地元負担額)及び雇用の規模、並びに製品の需要頻度について。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 御質問にお答えいたします。

①茸第1生産施設について。(1)第1生産施設の管理については、受託者である農業生産法人有限会社乙羽有機と平成14年7月8日から平成18年3月31日まで契約しました。契約期間中の生産実績としては、平成14年度184トン、15年度358トン、16年度382トン、17年度360トンでありました。

(2)有限会社乙羽有機との管理委託契約の解除に至った主な理由としては、平成18年1月10日付で乙羽有機から茸生産施設関連各位へ送付した文章で説明にかえます。「当該法人(乙羽有機)においては、経営、生産技術の未熟さから平成17年度から計画どおりの生産ができない状況になってきており、組織の再編について、①組織の受け入れ者(受託者)の指示どおり、組織を再編すること。②現従業員を確保すること。③茸生産棟発電設備は受託者に帰属すること。④出資金については受託者が肩がわりすること。⑤長期借入金を受託者が責任を持って返済すること。これらの要望等については、技術を要する組織においてのみ対処できるものであって、素人集団(法人)では今後の運営は無理であることを申し添えます。」とありました。また、委託者と受託者の権利義務等の清算手続の詳細については、平成18年1月18日付で乙羽有機から経営移譲に関する要望書が村長あてに提出されており、内容としては①現従業員の全

員雇用、②発電設備の買い上げ、③金融機関にある全員の財産担保物件の抹消でありました。平成18年1月25日に第1回今帰仁村臨時議会の当日、全員協議会において経営移譲に関する要望書を報告しました。平成18年3月6日に今帰仁村茸生産出荷施設運営協議会においても経営移譲に関する説明と経営実態の説明を行いました。

②有限会社今帰仁きのご園について。(1) 乙羽有機から今帰仁きのご園に変更時の公募については実施しませんでした。平成18年1月10日付で乙羽有機から茸生産関連各位へ出された文書にありましたが、事業の運営については実績のある者に任せることが妥当であると判断し、現在の法人に貸し付けしました。(2) 今帰仁きのご園のこれまでの生産出荷実績は、平成18年度489トン、平成19年度595トン、平成20年度630トン、平成21年度630トンとなっております。(3) 今帰仁きのご園の代表者交代の主な理由は、前代表の木原氏が3年前に脳梗塞で倒れ、職場復帰が困難との判断がなされ、平成23年6月10日に現代表者丸野氏に交代したとのことです。(4) 平成23年6月貸付契約変更の主な相違点については、①第4条と第6条に「乙の権利を侵害しない範囲」の挿入、②第6条第2項の削除、③第7条の「また条例第6条第1項(1)(2)(3)に抵触した場合、同様に本契約を解除できる」を削除、④第8条に「契約を永続的に継続することを前提としての挿入」の4点であります。①の変更については、第4条の前段に「業務遂行上のすべての決定及び決裁は乙の権利とする」とあり、業務遂行上の決定権、決裁権は原則として乙にあると判断し、変更しました。②の変更については、第2条第2項・3項で、「緊急時の報告・定期的報告」が規定されていることで、乙の報告義務はあると考えられます。③の変更については、この契約書は、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理に関する条例に基づくもので、当該条文を削ったからといって条例第6条の貸付解除権は適用できるものとして変更しました。④の変更については、村としても甲乙良好な関係が続けられるよう、長期に貸し付けすることを目的に変更しました。しかし、変更契約については課題がありますので、茸生産施設貸付契約書の見直しについては、茸第1・第2生産施設の貸付契約書を白紙に戻して契約書の文言をすべて見直していきます。その見直しに当たっては、村主導で実施していきます。そこで、村が選任した弁護士により契約書案を作成し、受託者の弁護士で調整して原案を作成した後、その透明性を図るため、原案の段階で議会に開示した上で契約することにしたいと思いません。現在、与世田法律事務所に依頼して、契約書のたたき台を作成しているところでございます。

③茸第2生産施設整備事業について。(1) 当初議会提案の冷蔵・生産施設工事の随意契約に至った経緯については、当該事業は平成22年度末の平成23年3月11日付で補助金交付決定を受けたため、同3月15日付で繰り越し承認申請書を提出し、3月25日付で繰り越し承認を受けました。そもそも、地方自治法第208条に規定されている会計年度独立の原則からすると、一度繰り越した事業を、もう一度繰り越す場合は事故繰り越しとなりますので、どうしても避けなければなりません。また、工事の特殊性と緊急性、これまでの当該業者の県内での実績を考慮したことにより、契約方法として随意契約を選択しました。

(2) 随意契約から一般競争入札(総合評価方式)への変更経緯については、去った8月12日開会されました平成23年第3回臨時議会において、当該工事請負契約については議会で否決されたことを受け、同月16日に総合事務局と県へ状況説明を行いました。その後、数回にわたり国・県との調整を重ねた結果、総合事務局から契約方法についての行政指導と事故繰り越しについても総合事務局が一緒になって対応して

いただけるとのことで契約方法を変更いたしました。(3) 第2茸生産施設の事業内容(作物名、利用期間、地元負担額)及び雇用規模、並びに製品の需要量については、1、作物名; エリンギ、くろあわびたけ。2、利用期間; 周年。3、地元負担額; 1億1,983万2,000円。4、雇用規模; 工場長1名、職員5名、パート9名の計15名。5、需要量は消費者アンケートから推計しました。エリンギについては、県内消費の推計約320トン、市場供給率約50%を目指すため、年間165トンの生産を計画しております。くろあわびたけについては、県内消費の推計約29トン、市場供給率は約75%を目指すため、年間22トンの生産を計画しております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 村長から1回目の答弁ありまして、このように整理されております。再度質問を行いたいと思います。

まず1点目の生産施設の受託者について細かく資料を出しておりますが、私の最初の通告日にも同様の資料請求をしまして、その当日議会開会にいただいておりますが、その中で議長にお許しを得て最初に資料配付をお願いしまして、皆さんのお手元に配付されている資料なんです、どうしても何か一致しないところがありまして、これについて説明を再度求めたいと思います。このつづらられている資料の2ページ目、ページは書いていませんが、2枚目です。これは総務課長ないし経済課長どちらかがおつくりになったかと思うんですが、そこにあるとおり一般社員の給与体系が個人情報を出して基本月給、諸手当、年収と、それから平均と、それからパートの部分もありますが、縦の計算を見ていただきたいと思うんですが、基本月給は17万8,500円から14万5,000円までありますが、平均が9万5,071円という数字が出ています。この計算はどういうふうに出てきたのかの説明ですね。同じく諸手当も8,000円から3,000円まであるんですが、その平均は3,429円となっております。年収のほうは、そのまま正解です。下のパート給与体系なんです、これは時給掛ける時間掛ける日数でなっております、時給のほうは1時間675円を筆頭に635円まで大体一律となっております、平均が530円となっております。その説明を求めたいと思います。

それからその次のページ。次のページには、いわゆる生産施設についての農業生産法人の雇用実績があるのですが、この平成14年から平成17年度まで乙羽有機のときの実数、それからもう一つの下の方は農業生産法人ですね。実は、今回は4名ほどの議員から同じように一般質問が出ておりまして、それぞれに資料請求がございまして。私も一緒に出したんですが、その中の後ろのページですね、2つあります。これは私が請求したのが、今の3枚目、一番後ろはもう一人の同僚が請求した資料ですが、同じ内容であるにもかかわらず、実績の答弁の中の答えのほうはまちまちです。これもどちらが正解なのかですね。だから、この雇用実績も既に過去の実績ですので、これについては変動はないと思いますので、そこをわかりやすく説明を再度していただきたいと思います。これは1点目です。

それから清算手続の詳細についてというのがありまして、これは私の質問事項の2なんです、これも資料請求したところの中に出ております。これはちょっと読み上げて、その中の説明も再度説明をもらいたいのですが、まず平成18年1月16日に、いわゆる有限会社乙羽有機と座間味栄亨社長になっております、村長あてに経営移譲に関する要望書が出ております。これから始まって1月25日に議会に報告、1月26日

には株式会社ダイフクに村長より協力依頼、2月には農水省に説明、同じく2月に乙羽有機と打ち合わせとなって、最終的に3月30日には乙羽有機役員と株式会社フーズテクノホールディングスとが契約成立し、新役員になったとなっているんですが、いろいろ情報を私のほうで調べたのですが、この中には経過の中に書いておくべき資料が書いていない。どういうことかといいますと、実際には平成18年1月に乙羽有機から経営移譲したいということを申し入れたときに、この中ではダイフクに依頼をしてフーズテクノホールディングスが意思表示となっておりますが、それ以前に村内の企業からも手を挙げたという経緯を確認しております。これはマル秘ではなく、実際に村当局とも交渉をし、乙羽有機とも三者でやっているということで、当人からも議会で会社名及び代表者名を出しても構わないという許可をいただいております。有限会社上宏工業の外間社長との契約交渉の内容が書いていない。どういうことを説明いただきたいと思います。これも一つの私の質問の中に入っていることでもありますので、質問事項から逸脱していないということで質問をしております。手続の詳細については片手落ちだと私は思いますので、その部分の説明も再度求めていきたいと思います。

それから②の質問の今帰仁きのご園の公募等の手続についてはやっていないということですが、これの中ではやっていない理由として乙羽有機から、いわゆる「技術を要する組織においてのみ」ということなんですが、それであってもやはり公募はすべきだと思いますが、再度その方面での説明を求めていきたいと思います。今帰仁きのご園の実績については、現在の社長からもいろいろ聞いておりますので、内容はそれでよろしいかと思いますが、貸付契約の変更契約を締結しているという理由について、この中では3点となっておりますが、この答弁の中では緊急時の定期的報告が規定されているので、報告義務はあるし、それからダブっているということも聞いたんですが、私もこの契約書を詳細に見たところ、どうしても納得ができないというか、これでいいのかなというのが、「過半数の決議により改善を勧告する権限を持つ」というものを、乙の権利を侵害しない範囲ということをですね、どうしても納得ができないです。やはり村は、業者の権利を侵害しない範囲でしか資料請求できないと。あるいはまた監督ができないということは、村長が先ほど答弁しておりました、いわゆる両方、「甲乙が良好な関係が続けられるように」ということですが、これはとても良好な関係ではないと思います。本来対等であるべき契約が、一方にかなり有利に、しかも相手の有利につくられて、村長がそのまま印鑑を押しているということはとても納得できないことで、再度このことを村長に答弁を求めていきたいと思います。

3の茸第2生産施設整備事業についてですが、内容についてはこれからであると思いますので1点ですね、皆さんに資料をお配りしてあります1番上のほう、これについては公告として平成23年9月16日、いわゆる先週の金曜日、まさしく議会の真っ最中にインターネットにも載せておまして、村役場の入り口の右側の掲示板にも掲示されておりますのが、このとおり一般競争入札公告であります。これは何てことない公告ではあるのですが、これは我々がこの議会に至る以前に臨時議会終了後に課長及び村長、副村長を、全員協議会の中で公告しますということは聞いておりました。しかしながら、いかに議会中であっても、議会開会からまだ2日しか経っていない。それについては、当然我々にも何日にやりますと、あるいはやったときにも議会中でありましたので、そこで報告ぐらいしてもいいのかなと思うのですが、もう全然そのままなしで、今一番注目であるところのこの公告なんですが、やっとなインターネットからおろして

わかったという次第です。その中には特に今回の入札に関する事項については参加資格ですね、そこがとても問題だろうと。項目が6つぐらいあって、5つまでについては大体今までの入札参加資格なんですけど、この4番目の項目ですね、いわゆる「使用者から点検・修理その他のアフターサービスを求められた場合、速やかに提供できる者であること（オンコールより、2時間以内に現地到着できる）。また土・日・祝祭日であっても、平日同様保守担当者と連絡がとれ障害時に迅速な対応ができ、365日24時間対応であること」。これはもうとても厳しいクリアすべきハードの高さであって、果たして全国に何社がこれに該当するか。それから現実には、私はこのことでまずいたとしても、そうするとこの4の項目を満たすには、今後会社ができて、機械が入って創業した後、会社がやめるまで、ずーっとこの4の項目を守るには、そこに常駐する必要があると思います、24時間体制ですから。ということは、次の管理者の負担になると。当然これは管理費用が発生しますので、最初の契約時とはまた別途になろうかと思っています。そういったところの内容からしてですね、この次の第2生産施設整備事業についてはとても厳しい条件になってくるし、それからその受託者についても問題ではないかなと思っています。この点については、どのような条件でいいか、詳細を説明していただきたいと思っています。

それから村長が先ほど答弁した答弁書の中に②の乙羽有機との管理委託契約の解除に至った理由として、真ん中ほどに「組織の受け入れ者（受託者）の指示」とありますが、これはどういう意味かよくわかりませんので、再度説明を求めたいと思います。いわゆるこれに書いているのは、乙羽有機とか管理委託契約の解除に至った理由として、「平成17年度から計画どおりの生産ができない状況になっているので、組織の受け入れ者」、いわゆる乙羽有機だと思います。乙羽有機の指示どおり組織を再編するということは、どういう理由なのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えいたします。

私のほうでは数字の件で2点あったかと思いますがけれども、公告の件とですね。まず資料の一般社員給与体系の中で平均ですね、平均は、これは今、詳細な資料は持っていないですけども、私の記憶している範囲で、これは県の平均ではなかったかなと今思っていますけど、それについてはもう少し資料を取り寄せてきちっとお答えしていきたいと思っています。

その1点と、まず公告の入札参加資格の中で24時間対応というのは、決して受託者が24時間常駐するというものではなくて、この建設を行う実行する側ですね。運営をする側が24時間対応ではなくて、今回つくります工場の生産ラインの、これを請けた会社がその後のメンテナンスまでも保証してくれと。常駐ということではなくて、オンコールですので電話対応ができるようにという制約ですので、今の一般常識ではそう難しい話ではないのではないかなと思っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時30分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの答弁で一部訂正していきたいと思っています。

確かにこの平均というのが、当時の県の最低賃金が530円だったと思います。まず、このバックデータ

も取りそろえてですね、今、手持ちにないものですから、そうしていきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時31分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 大変申しわけございません。そのバックデータを今、持っていないものですから、後ほどコピーしておあげしたいですけど。よろしくお願いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは、先ほどの御質問にお答えいたします。

質問の趣旨といたしましては、平成23年6月貸付契約変更の主な相違点についてということで、貸付契約の第4条と第6条の「乙の権利を侵害しない範囲」の、この挿入でございます。この件については、村長からも答弁がありましたように第4条の前段に「業務遂行上のすべての決定及び決裁は乙の権利とする」とあり、そういう観点から業務遂行上の決定権、決裁権は原則として乙にあるというふうに判断して変更しましたという答弁でございました。これに補足していきますと、御指摘のとおり第4条1項本文では業務遂行上すべての決定及び決裁は乙の権利とするとされている中で、今婦仁村花卉生産出荷施設の業務遂行上の決定及び決裁権は原則として乙にあるという中で、ただし書きで甲乙で構成する花卉生産出荷施設管理運営協議会にて議事可決された事項は、これを優先すると規定されております。これによって、この協議会による監督是正が予定されておりました。しかし今回、この「乙の権利を侵害しない範囲で」という文言が加えられたことによって、協議会の監督是正機能に制限が課せられたという結果になったと言わざるを得ません。こういうふうに至った一つの理由としましては、この条文の中に、一方で事業の運営、経営に関する損失及び第三者への損害賠償責任をすべて乙が負うということで、乙が責任を負う規定が第4条4項5号に規定されております。これについては、協議会の監査・監督の必要性と責任の所在とのバランスなども考慮する中で、このように乙の権利を侵害しないという規定が追加された経緯がございます。しかしながらその結果、協議会の監督・監査権限が制限された形になりますので、本来の協議会の機能が著しく制限される形になりますので、これについてはやはり見直していくことが必要だというふうに思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 組織の再編についてでございますが、これについては一部分を入れているだけで、受託者の指示どおり従いますという内容でございます。要するに全員の理事入れかえでもオーケーですよというような理事の次に請負する側の理事の受け入れ、全部指示に従いますというような内容でございます。そして平成17年の12月に上宏工業から話ががあったということでございますが、それについては前にもお話したとおり、大分施設については機械の入れかえとかほとんどやられていないような状態で雑菌がつくと蔓延していたものですから、専門集団じゃないとちょっと無理だなというようなことで、そういうふうな1月に至ったような経緯でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 2点について、お答えします。

資料の雇用実績が3ページですか、平成14年度、平成15年度、平成16年度、平成17年度が、少しずつがあるんじゃないかと、この資料を確認させていただきたいなと思います。あと、平成18年度からは合計資料は当たっているような…、この辺ですね、少し確認させていただきたいなと思います。この資料が古い資料で、私、またどこから来たのが少し今、にわかにはわかりませんので、これは確認させてください。

それと公募のハードルについてなんですけれども、16日に公募をしたということを報告がなかったのではないかとということなんですけれども、それについては全員協議会において9月中旬だということは申し上げたつもりでございます。ただ、今回の公募については一般競争入札の総合評価方式というのは、村の中でも初めてことで事務的な経験がなくて、どうしても国や県との調整をやりながら、どうしてもそういうことがないと、指導を受けながらじゃないと、今回、事務的にできなかったという点がありまして、確かに忙殺されていた部分がありますけど、16日というのは中旬だというところえ方でやったというのは、確かにその議会の中でも報告すべきだったのではないかなんかという事は思います。反省というか、そういうふうには思っております。今後、気をつけていきたいなと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時42分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 1月ごろから正式にいろいろ調整が始まっていますので、まず1月16日に経営移譲に関する要望書というのを提出されております。これは村長あてにですね。1月25日に第1回今帰仁村の臨時議会に全体協議会において、経営移譲に関する要望書の報告をしております。1月26日に茸生産出荷施設建設関係会社ダイフクに今帰仁の村長から協力、こういう雑菌も入っているのということで、今のままでは大変になるということで協力要請をしています。平成18年2月2日に…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時47分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっとあちこち行ったので、少し整理しないといけないです。経済課長、私が質問したのは、何も平均とかではない。この数字に書いているところから平均と書いているので、それを自分で平均を割り出すと、これは一番上の数字も下の数字もさらに下回っていると。まして下のパート体系の中の530円というのは、これは平成21年になっていますね、そのときでもう630円ぐらいになっているわけです。このままで行けば、いわゆる労基法違反になるのではないですか。もし、これでやったらすれば。最低賃金からも、さらに下に行っています。それから上のほうの9万5,000円というのも最低賃金からしても計算は合わないですね。基本給与を全部合計して割ったら15万円ぐらいになるんですね、実際には。だから、こんな計算のミスも出したまま議員請求の資料として出していること自体が、後で出すということかもしれませんが、これは少し問題ではないかなんか思っているですよ、こういうのは。今回の資料、もう一つの非正規の、これは今言っていた平成14年から平成17年までの乙羽有機の雇用実績、そ

れから今帰仁きのこ園の平成18年から平成23年、これの中にも2つの数字が合わないのが出ているんです。乙羽有機の場合の雇用実績はすべて違っていますね、両方とも。今帰仁きのこ園については、平成21年度が違っています。ですから、こういったものもどこにだれが請求しても、過去の実績ですから、これは違うわけがないです。もう時間もないですので、これは正式な数字ですね、両方とも、後でそれを請求、求めたいと思います。

それから副村長の説明のありましたその経過については、私はまた別の話で聞いているわけです。確かに雑菌のことであれば、これは最初に、いわゆる乙羽有機に委託したときから出てきている問題であると思うんです。要するに、この場合の事業で言えば、やっぱり最初から熟知した熟練の技術を持った者が当然やるべきで、そうでないから4年ぐらいで結局経営移譲になったと思っております。ですから、今後のやり方についても、これは村長とも以前に非公式の中でお話があったと思うんですが、今回はまた、いわゆる新しい、とても厳しい条件の公募が出ておりますが、まずこれをクリアする業者が出てきたとして、それからその中の、先ほどの経済課長の説明は、とても納得いかないのは、使用者からの点検の中にある、いわゆるオンコールから2時間以内ということと、365日24時間というのは説明がちょっとおかしいのではないかと思うんです。この中に書いているのは、あくまでも今回の工場に納入する業者の入札参加資格なんですね。次の生産者のことではないですよ、これは。ですから、これがこのとおりもし実施されるとすれば、今度入札する業者は、いわゆる建設業者ですよ、これができ上がった後、別の事業者がやる、生産者がもし修理とか点検を依頼した場合には2時間以内に来るというふうに私はとったのですが、違うのですか、後で答弁してください。これは絶対そのとおりだと思っております。ですからこれを達成するには、何万円かの毎年管理運営費が発生するんですね、これから見ると。ですから次の業者が毎年支払う委託・賃金というのに、これはプラスされると思うんです。もし今の茸がですね、えのき工場がそれをやっているんでしたら、それをまた示してもらいたいと思うんです。これは、これに書いていることからすれば、「使用者から」とかありますから、これはあくまでも今回入札する業者、生産者ではないですよ。もちろん経営する側でもない、あくまでも今回つくる業者の条件なんです。だからアフターサービスまで含めてのことですから、かなり厳しい条件であるというふうに見ているんですけど、先ほどの答弁はそうじゃないというふうにとりましたので、再度説明を求めたいと思います。

時間が余りないので、村長、副村長にも申し上げたいのですが、今回、いわゆる最初は乙羽有機である純然たる今帰仁村の組合が入ったのを、やはり雑菌とか、そういう熟練した者でなければできないというのは先ほど村長の答弁にありました。しかし今回の全員協議会の中でも村長が我々にその話をしたのは、今回は経営者100%村内の業者でもいいと、募集していればというふうにありましたが、私もこれはもう逆にできないものだと思います、こういう条件であれば。ですから逆の方法で、むしろ最初から今のフーズテクノホールディングス、そこのほうにさせてですね、四、五年ぐらいで完全に軌道に乗った後に徐々にでも村民にかえていくべきではないかなというふうに思います。同じようなですね、今はまた村長は、これは我々がそういうふうには否決したからということで、また今度は100%村民でもいいというふうには答弁してありました。これは間違いないと思います。しかし、それは逆を言えば、また同じ二の舞をするというふうにはしか考えられません。スタートについては100%熟練工でいいとも私は思っております。その

かわりそれが落ちついたころには経営者も生産者も、それから販売、加工、すべてにおいて村民に行くべきではないかというふうに思います。今の現状では、今帰仁村の茸組合というのは3つの業者が存在しております。いわゆる茸生産組合、それから株式会社オーダックという販売、これは金武町にしかないですが、もう一つ名護市にあるその親会社もあります。これがすべて一つの管理者でなっているんです。村長は当然御存じと思いますが、こういうあり方は、私は今帰仁村のその雇用にも、それから経済効果も何も無いと思っております。すべてを村民でやってこそ、その北部振興策であろうかと思いますが、その点はぜひ時間がないかもしれませんが、ぜひ答弁をいただきたいと思います。先ほどの経済課長の報告についても、議長時間ありますか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長、簡潔に願います。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質問にお答えします。

使用者からの点検、アフターサービスの要求ですね。使用者というのは、ここで言われる使用者は茸の運営を請けた会社ですね。これから建築をした、この機械を建設した業者にサービス提供までを担保するということですので、これは通常は大体、常識的に機械は納入したらアフターサービスまでであるということですので、そう難しい話ではないと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

茸生産の組織の件でございますが、先ほども答弁しましたけど、これまで経験のある組織というのか、そういう団体のほうがいいということをお願いしてまいりました。そういう意味で公募をしなかったわけでありましたが、これまで村民、そして議会の皆さんの御意見の中にですね、やっぱり地元の皆さんで経営というのも考えてみたらどうかということがございます。そういう意味では公募をしたいというふうに思っておりますけど、最終的にはやっぱり経験のあるということも非常に大事なことです。そういう意味ではどういう組織になるか、今後、公募の状況を見ないとわかりませんが、役員についてですね、茸生産組合の役員については相当配慮する必要があるだろうと。結局村民が過半数の役員になるとか、そういうことも含めて、そしてある意味では非常に難しい技術も必要だというふうに理解しておりますので、その辺は今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

それから生産から販売まで一つということは、これは相当の課題があるというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時05分)

次に、與儀常次議員の発言を許します。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 第3回今帰仁村定例会に当たり、さきに通告いたしました件について質問いたします。

東日本大震災後の地震時における津波への対策について。今帰仁村の各字、低い地域のポイントに海拔の表示について、伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質問にお答えいたします。

東日本大震災後、県内各地において海拔表示の機運が高まり、県内各市町村において整備検討が行われております。しかし、整備済みの団体においては、その表示がまちまちで表示方法の統一が求められます。今帰仁村におきましても、海拔表示の必要性を強く感じており、本年度内に村の施設、各字公民館、学校等の公共施設を初め、沿岸部や各字の標高の低い地点、道路などに海拔表示をしていきたいと考えております。表示方法等については、県内各市町村の状況を見ながら、ある程度統一した表示の整備を行ってまいります。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 ただいま村長の説明で大体わかりました。

今、説明のとおり、マスコミ等でも全国プラス沖縄県でもいろんな防災対策、また、この前、村でも災害対策訓練をやられた中でありますけど、住民にとって低い地域のポイントポイントに表示があれば避難するときの目安になる。また、今の説明のとおり公共施設、学校、公民館等、各字でみんなが集まる場所にも表示があれば、子供たち、地域住民の避難対策の目安になるということでもありますので、ぜひ今の説明のとおり、終わった団体のいろいろ課題もあるみたいですので、ぜひそういうのをプラスしながら、終わった団体にも聞き取りしながら、いい方法で今帰仁村の防災、また津波対策をやっていただきたいと思っております。特に沿岸沿いですね、低い地帯、ぜひ調査しながら、湧川でも何カ所もあります。この海岸沿いですね、各周辺ですね。速やかに実行してもらったら、今後の住民の防災活動、避難活動にも非常にプラスになると思っておりますので、再度、この年内に云々とありますけど、年内に何カ所できるのか、また、調査しながら、どういった場所、今、大まかに公共の場所云々がありますけど、字でもいろいろありますので、ぜひこの点も考慮しながら再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 ただいまの質問にお答えします。

先ほど村長からも答弁がございましたけれども、基本的には村の施設、各字公民館、学校等の公共施設を初め、沿岸部や各字の標高の低い地点、道路などということでお答えしましたけれども、県内においても、例えば宜野湾市においては沖縄電力の協力も得て、その区域内の電柱とか、電柱においても海拔の表示を取りつける予定というふうに聞いております。また、そういったことも考慮しながら、また設置箇所については今、何カ所と申し上げることはできませんけれども、各字の区長とも相談しながら適切な場所に設置していきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 1番。

○ 1番 與儀常次君 今、総務課長の説明で沖縄電力とNTTも使いながらということでもありますので、そういった形で電柱云々に、50メートル置きに電柱はあると思っておりますので、この辺は海拔幾らという表示ができましたら、また子供たちにも地域で指導もやっていく必要がありますので、ぜひそういった件で各字公民館や学校においても今後の防災対策に生かせると思っておりますので、ぜひ前向きに本年度いっぱいにはできるように要望して終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時13分)

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻 午前11時13分)